

ったとき

(4)相続の開始があったとき

(5)家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、または、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたとき(日本国外において同様の手続きが開始されたとき、または同様の監督人等が選任されたときを含みます。)

(6)1年以上にわたり三井住友信託ダイレクトの利用がないとき

(7)手形交換所の取引停止処分を受けたとき(日本国外における同様の処分を含みます。)

(8)契約者等が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき。

(新設)

第8条 ご利用カードの紛失、届出事項の変更等

4. (新設)

(新設)

ったとき

(4)相続の開始があったとき

(削除)

(5)1年以上にわたり三井住友信託ダイレクトの利用がないとき

(6)手形交換所の取引停止処分を受けたとき(日本国外における同様の処分を含みます。)

(7)契約者等が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき

(8)その他三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき

第8条 ご利用カードの紛失、届出事項の変更等

4. 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、または、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたとき(日本国外において同様の手続きが開始されたとき、または同様の監督人等が選任されたときを含みます。)

は、直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

第13条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

●三井住友信託ダイレクト振込規定

改定前	改定後
<p>第13条 規定等の変更</p> <p>1. 本規定および「ご利用の手引き」は、事前の通知なく変更することがあります。</p> <p>2. 変更日以降は、変更後の規定および「ご利用の手引き」に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</p> <p>3. 契約者は、本規定および「ご利用の手引き」についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定および「ご利用の手引き」の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。</p>	<p>第13条 規定の変更</p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</u></p> <p>3. 契約者は、<u>本規定</u>についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の<u>規定</u>の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。</p>

●三井住友信託ダイレクト外貨普通預金取引規定

改定前	改定後
<p>第5条 規定等の変更</p> <p>1. 当社は、この規定および「ご利用の手引き」を、事前の通知なく変更することがあります。</p> <p>2. 変更日以降は、変更後の規定および「ご利用の手引き」に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</p> <p>3. 契約者は、本規定および「ご利用の手引き」についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定および「ご利用の手引き」の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。</p>	<p>第5条 規定の変更</p> <p>1. <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</u></p> <p>3. 契約者は、<u>本規定</u>についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の<u>規定</u>の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。</p>

●三井住友信託ダイレクト外貨定期預金取引規定

改定前	改定後
<p>第1条 ダイレクト取引</p> <p>1. 外貨定期預金(愛称:外貨革命)および自動継続外貨定期預金(愛称:外貨革命)(以下、これらを総称して「外貨革命」という。)並びに、<u>外貨建自動継続定期預金</u>に関する取引の指定預金口座または外貨普通預金口座との間の振替による契約者</p>	<p>第1条 ダイレクト取引</p> <p>1. <u>外貨定期預金(愛称:外貨革命)および自動継続外貨定期預金(愛称:外貨革命)</u>(以下、これらを総称して「外貨革命」という。)に関する取引の指定預金口座または外貨普通預金口座との間の振替による契約者本人名義での<u>お預入れ</u>、解約によ</p>

本人名義での預け入れ、解約による払い戻し、自動継続の停止等、当社がテレホンバンキングおよびインターネットバンキングによる取扱いを認めた取引を、電話機または当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと(以下、「ダイレクト外貨定期預金取引」という。)ができます。

3. ダイレクト外貨定期預金取引の預け入れは、取引に際して当社所定の方法により最新の契約締結前交付書面を受領し、商品内容をあらかじめ確認する必要があります。

第2条 外貨定期預金の預け入れ・払い戻し

2. 外貨革命の元利金は、外貨革命の預金規定に従い、預金者の指定外貨普通預金口座への振り替えによってのみ払い戻します。ただし、外貨建自動継続定期預金の元利金は、インターネットバンキング上で選択可能な預金者の円貨普通預金口座への振り替えによってのみ払い戻します。

第5条 規定等の変更

1. この規定および「ご利用の手引き」を、事前の通知なく変更することがあります。
2. 変更日以降は、変更後の規定および「ご利用の手引き」に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。
3. 契約者は、本規定および「ご利用の手引き」についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定および「ご利用の手引き」の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。

る払戻し、自動継続の停止等、当社がテレホンバンキングおよびインターネットバンキングによる取扱いを認めた取引を、電話機または当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと(以下、「ダイレクト外貨定期預金取引」という。)ができます。

3. ダイレクト外貨定期預金取引のお預入れは、取引に際して当社所定の方法により最新の契約締結前交付書面を受領し、商品内容をあらかじめ確認する必要があります。

第2条 外貨定期預金のお預入れ・払戻し

2. 外貨革命の元利金は、外貨革命の預金規定に従い、預金者の指定外貨普通預金口座への振替によってのみ払戻します。

第5条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。
3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。

●三井住友信託ダイレクト住宅ローン規定

改定前	改定後
<p>第6条 規定等の変更</p> <p>1. 本規定および「ご利用の手引き」は、当社の都合によりいつでも変更できるものとします。</p>	<p>第6条 規定の変更</p> <p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の</p>

<p>2. 変更日以降は、変更後の規定および「ご利用の手引き」に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</p> <p>3. 契約者は、本規定および「ご利用の手引き」についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定および「ご利用の手引き」の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。</p>	<p>方法で周知することにより、変更できるものとし、</p> <p>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</p> <p>3. 契約者は、<u>本規定</u>についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の<u>規定</u>の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。</p>
---	--

●三井住友信託ダイレクトカードローン規定

改定前	改定後
<p>第6条 規定等の変更</p> <p>1. 本規定および「ご利用の手引き」は、当社の都合によりいつでも変更できるものとし、</p> <p>2. 変更日以降は、変更後の規定および「ご利用の手引き」に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</p> <p>3. 契約者は、本規定および「ご利用の手引き」についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定および「ご利用の手引き」の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。</p>	<p>第6条 <u>規定</u>の変更</p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</u></p> <p>3. 契約者は、<u>本規定</u>についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の<u>規定</u>の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。</p>

●三井住友信託海外ダイレクト取引規定

改定前	改定後
<p>第7条 本規定の変更</p> <p>当社は、本規定を変更する場合、変更内容を当社ホームページその他相当の当社所定の方法により公表するものとし、公表の際に定める相当の期間を経過した日から変更後の規定に従うものとし、</p>	<p>第7条 <u>規定</u>の変更</p> <p>1. <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、</u></p>

●電話認証サービス利用規定

改定前	改定後
<p>第4条 解約等</p> <p>4. サービスの強制解約</p> <p>契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、電話認証サービスを解約することができます。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に電話認証サービスは解約されたものとします。</p> <p>(1)住所変更の届出を怠る等により、当社において契約者の所在が不明となったとき</p> <p>(2)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立があったとき</p> <p>(3)相続の開始があったとき</p> <p>(4)<u>家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、または、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたとき</u></p> <p>(5)手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(6)契約者が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(新設)</p> <p>第5条 届出事項の変更等</p> <p>電話認証サービスにかかる登録電話番号に変更があったときは、契約者は直ちに当社所定の方法により届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。なお、契約者から届出事項の変更依頼があり、当社でその手続きを行っている期間については、電話認証サービスを利用できないことがあります。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4条 解約等</p> <p>4. サービスの強制解約</p> <p>契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、電話認証サービスを解約することができます。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に電話認証サービスは解約されたものとします。</p> <p>(1)住所変更の届出を怠る等により、当社において契約者の所在が不明となったとき</p> <p>(2)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立があったとき</p> <p>(3)相続の開始があったとき</p> <p>(削除)</p> <p>(4)手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(5)契約者が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(6)<u>その他電話認証サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき</u></p> <p>第5条 届出事項の変更等</p> <p>1. 電話認証サービスにかかる登録電話番号に変更があったときは、契約者は直ちに当社所定の方法により届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。なお、契約者から届出事項の変更依頼があり、当社でその手続きを行っている期間については、電話認証サービスを利用できないことがあります。</p> <p>2. <u>家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、または、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに当社所定の方法により届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社に責めがあ</u></p>

第8条 規定等の変更

1. 本規定は、事前の通知なく変更することがあります。
2. 変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいつさいの責任を負いません。
3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。

る場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。

第8条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいつさいの責任を負いません。
3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。